

令和5・6年度

競争入札参加資格認定申請書提出要領
(追加第6回)

【測量・建設コンサルタント等業務】

注 意

- 1 この申請書に基づく参加資格の有効期間は、原則として令和7年5月31日までです。
- 2 この要領を熟読し、作成してください。

【問い合わせ】

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係 電話(082)508-6848

広島高速道路公社

1 業種について

本社の定める業種は次表のとおりです。ただし、資格認定申請に当たっては、希望業種の申請書への記入は必要ありません。本社内における業種の認定は、広島県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿において認定された業務分野及び業務部門となります（広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱第5条）。

（業務内容）

業種区分	業 務 部 門
測量	測量一般、地図の調整、航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
その他	不動産鑑定、登記手続等、その他

2 資格要件

- (1) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していない者であること。
- (2) 令和5・6年度の広島県の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 競争入札参加資格追加認定申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。

3 資格認定の申請手続

(1) 提出方法

郵便等による提出のみ受け付けます。※持参による受付はしません。

(2) 提出期間

令和6年11月11日（月）から令和6年11月22日（金）〔必着〕

(3) 送付先

〒732-0033 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課財務係

(4) 受付証明（希望者のみ）

広島高速道路公社からは、提出された申請書の受付を証する書面の交付はいたしません。受付の確認が必要な方は、返送用の封筒（切手貼付の上、申請書の控え等を同封のこと。）又はハガキを同封してください。

4 申請に必要な書類

次に掲げる書類を各1部提出してください。

- (1) 測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格追加認定申請書（様式1）
- (2) 使用印鑑届・委任状（様式2）
- (3) 印鑑証明書（原本）
※証明年月日が申請日から3か月以内のもので、原本に限ります。

5 提出に当たっての注意事項

- (1) 文字は、手書きの場合には、楷書ではっきりと書き、誤り・記入漏れ等に注意してください。
- (2) 申請書類については、ファイルなどには綴じないで、4(1)から(3)に掲げる書類を順に、クリップ等でまとめて提出してください。
- (3) 建設工事の競争入札への参加を希望する場合は、別に、『建設工事競争入札参加資格追加認定申請書』を提出してください。
- (4) 用地測量業務に関しては、広島高速道路公社用地測量等業務入札契約取扱要領第4条により、広島市の競争入札参加資格者名簿に登録された土地家屋調査士が入札参加資格を有します。
- (5) 行政書士等の申請代理人の方で、複数の業者の申請を行う場合、各業者ごとに必要申請書類をまとめた上で、一つの封筒で送付することは差し支えありません。

6 資格認定結果の通知

競争入札参加資格の認定結果については、令和6年12月下旬に、公社総務部総務課窓口での閲覧及び公社ホームページ (<https://www.h-exp.or.jp>) により名簿として公表しますので、各自で確認をお願いします。個別の結果通知はいたしません。

7 資格の有効期間

原則として、資格を認定した日から令和7年5月31日まで有効とします。

ただし、令和7年6月1日以降においても令和7年度の競争入札参加資格の認定が行われていないときは、令和7年度の競争入札参加資格が認定される日まで有効とします。

8 次回の追加認定の申請について

次回の追加認定の申請期間はありません。

9 提出書類の記載要領

(1) 測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格追加認定申請書（様式1）

ア 日付欄は、申請日を記載してください。

イ この申請書は、申請日現在の状況で作成してください。

申請書提出後に申請書記載事項に変更が生じた、又は現在、許可事項の変更手続等により所定の書類の提出ができない場合は、後日変更届（様式3）を提出してください。

ウ 申請者は本店（本社）の代表者名とします。

登記簿上の本社と「主たる営業所」が異なる場合には、「(申請者)」欄の「所在地」欄に両方の所在地名を併記し、「(主たる営業所) ○○県～、(登記簿上) ○○県～」と記載してください。

エ 「(公社と契約する支店等)」欄は、本店（本社）から支店等へ契約に係る各種行為を委任する場合のみ記入してください。併せて「使用印鑑届・委任状（様式2）」による委任状を作成してください。

オ 問い合わせ先については、申請書作成の担当者氏名とその連絡先を記入してください。

カ 「受付番号」・「業者コード」欄は、何も記載することなく空白のまま提出してください。また、受付印の欄は、公社受付印を押印する箇所ですので、同様に空白のままにしておいてください。

キ 登録番号の欄には、令和5・6年度に、広島県において入札参加資格の認定を受けた際の登録番号を記入してください。令和5・6年度の認定を受けていない場合は、「令和5・6年度登録なし」と記入してください。

(2) 使用印鑑届・委任状（様式2）

ア 「使用印鑑届」欄は、本店（本社）の代表者名で作成してください。印は実印（印鑑登録印）となります。なお、使用印は、支店等で契約締結を受任する場合には、支店長等の印を押印してください。

イ 「委任状」欄は、本店（本社）の代表者から支店長等へ委任関係がある場合のみ記載してください。なお、委任者の印鑑は実印（印鑑登録印）とし、受任者の印鑑を使用印としてください。

ウ 「委任状」欄を必要としない場合でも、切り離さずにこの様式のまま（「委任状」欄は空欄のまま）提出してください。

10 申請書類提出後の記載事項の変更について

参加資格の認定を受けた後に、下記に示す事項について変更があった場合は、速やかに変更届（様式3）を提出してください。ただし、認定業種の追加を希望する場合は、変更届でなく追加認定申請受付の際に、あらためて申請を行なう必要があります。

なお、変更届提出に当たっては、郵送でお願いします。

変更事項	添付書類
所在地、商号又は名称、代表者氏名	使用印鑑届・委任状（様式2） 履歴事項全部証明書（写し）
公社と契約を希望する支店・営業所等の所在地、名称、受任者氏名、新設又は廃止	使用印鑑届・委任状（様式2） ※廃止の場合には、添付書類不要
実印又は使用印鑑	使用印鑑届・委任状（様式2） （実印変更の場合には、別途印鑑証明書の原本を添付）